鉄軌道駅施設に関するデータ項目(JR)

No.	形式	データ名	のアーダ項目(JR)	備考
	文字	<u> </u>	北海道旅客鉄道	V⊞ 2⊃
	文字	鉄道駅の名称	和海坦	
	文字	路線名	函館	
	文字	単位	線	
	文字	<u>早也</u> 都道府県	北海道	
	文字		_	
	文字	<u>市</u> 町村	函館市	
	文字 数字	段差への対応 プラットホームの数	O 4	
		フラットホームの剱 段差が解消されているプラットホームの		
	数字	数	4	
	数字	エレベーターの設置基数		
12	文字	単位	基	
13	数字	移動等円滑化基準に適合しているエレ ベーターの設置基数		
14	文字	単位	基	
15	数字	エスカレーターの設置基数		
16	文字	単位	基	
17	数字	移動等円滑化基準に適合しているエス カレーターの設置基数		
18	文字	単位	基	
19	数字	その他の昇降機の設置基数		
20	文字	単位	基	
21	数字	傾斜路の設置箇所数	1	
22	文字	単位	箇所	
23	数字	移動等円滑化基準に適合している傾斜 路の設置箇所数	1	
24	文字	単位	箇所	
25	文字	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	0	
26	文字	ニュース 案内設備の設置の有無	0	
	文字	障害者対応型便所の設置の有無	0	
	文字	障害者対応型改札口の設置の有無	0	
	文字	障害者対応型券売機の設置の有無	0	
	数字	車いす使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数	4	
31	文字	転落防止のための設備の設置の有無	0	
	数字	緯度	41.77398	国土数値情報「鉄道」より 情報を付加
33	数字	経度	140.72649	国土数値情報「鉄道」より 情報を付加
34	数字	場所情報コード	00001B00000000030B793BA 6A6D4FFC0	

- 注1「段差への対応」欄(8)の「〇」は、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令 (以下「移動等円滑化基準」という。)第4条の基準に適合している場合を示します。なお、移動等円滑化基準に適合してはいないもの の、実質的に段差が解消されている駅もあります。
- 注2「段差が解消されているプラットホーム」欄(10)は、移動等円滑化基準第4条第2項から第8項(第3項に規定する「管理上の理由」に 係る基準を除く。)の基準に適合する同条第1項に規定する「移動等円滑化された経路」が設けられているプラットホーム(乗降場)の 数を示します。
- 注3「エレベーターの設置基数」、「エスカレーターの設置基数」、「傾斜路の設置箇所数」欄の(11)、(15)、(21)は各総数を示し、(13)、(17)、(23)の各数値は移動等円滑化基準に適合している基数を示します。
- 注4 傾斜路については、構造上の理由による勾配(地下駅での漏水対策のためにつけられている勾配等)は、数に含みません。
- 注5 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄(25)には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に〇印を記入。
- 注6 案内設備の設置の有無の欄(26)には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に〇印を記入。
- 注7 障害者対応型便所の設置の有無の欄(27)には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は―印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第14号及び第16号様式を除き、以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は〇印を記入。
- 注8 障害者対応型改札口の設置の有無の欄(28)には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は〇印を記入。
- 注9 障害者対応型券売機の設置の有無の欄(29)には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は―印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は〇印を記入。
- 注10「車いす使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数」欄(30)は、移動等円滑化基準第20条第1項第1号から第3号までの基準 に適合している鉄道駅のプラットホームの数を示します。
- 注11 転落防止のための設備の設置の有無の欄(31)には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準 に適合している場合に〇印を記入。